

【概要版】たかつき自転車まちづくり向上計画（改訂版）

計画改訂にあたって

◆計画改訂の趣旨

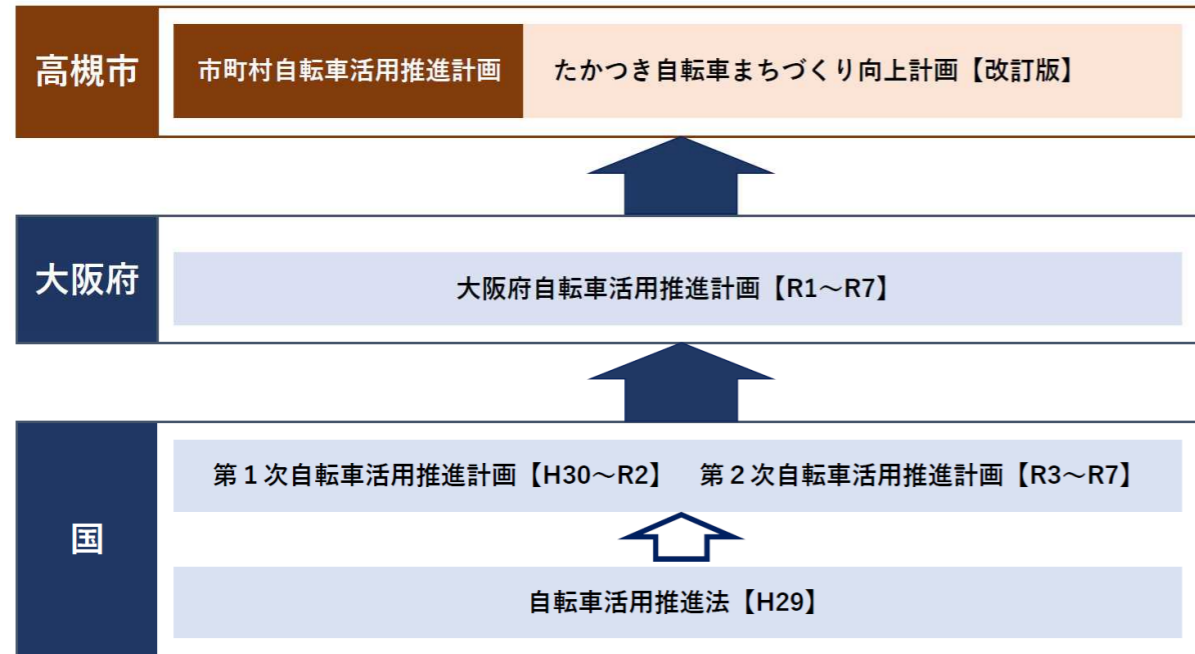
本市では、国や大阪府に先行して、平成27年3月に、基本計画である「たかつき自転車まちづくり向上計画」を、平成28年3月に、実施計画である「たかつき自転車まちづくり実行計画」を策定し、各施策を実施してきました。こうした中、平成29年5月には、「自転車活用推進法」が施行されるとともに、昨今のコロナ禍における生活様式等の変化により、自転車を取り巻く社会情勢を踏まえた見直しが必要となり、改訂することとしました。

◆計画期間

計画期間は、令和4年9月～令和14年3月までとします。

◆計画の位置づけ

本計画は、自転車活用推進法第11条に基づき、国および府の自転車活用推進計画を踏まえて改訂するものであり、本市の自転車に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（市町村自転車活用推進計画）として位置づけます。



本市における自転車利用の現状と課題

市民意識調査や関係団体へのヒアリング調査を実施し、自転車利用環境の現状と課題の整理を行いました。

項目	課題
自転車通行空間	安全で快適な自転車通行空間の不足や、自転車の歩道通行の多さ
自転車駐輪環境	駅周辺の駐輪需要等への更なる対応
自転車のルール・マナー	自転車利用者の交通ルール等の知識不足
自転車利用促進	自転車を快適に利用するための取組が不足

本市における自転車利用環境の将来像と基本方針

◆テーマ（将来像）

自転車を安全・快適に利用できるまち たかつき

◆基本方針

①はしる：自転車通行空間整備【Passing】

市内の幹線道路やその並行路線等を活用した自転車通行空間ネットワークを構築し、自転車通行空間の整備を推進することで、安全・快適に通行できる道路交通環境を創出する。

●自転車通行空間の整備形態

自転車道	自転車専用通行帯	車道混在

②とめる：駐輪環境整備【Parking】

駐輪需要に対応した、分かりやすく利用しやすい駐輪環境を創出するため、駐輪場の適正な利用を図るとともに、放置自転車の削減を図る。

＜施策項目＞

- (1) 既存市立駐輪場の利用促進
- (2) 効果的な放置自転車対策



③まもる：ルール遵守・マナー向上【Promise】

自転車は「車両」であり、「車道の左側端」を通行することが基本ルールであることを、自転車利用者をはじめとするすべての道路利用者が理解・実践できるよう、自転車利用ルールの周知・徹底とマナー向上を図る。

＜施策項目＞

- (1) 利用者の年齢層に応じた交通安全教育活動の充実
- (2) 交通安全教育コンテンツの充実
- (3) 関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発



④つかう：自転車利用促進【Promotion】

健康増進や環境負荷低減などの自転車利用のメリットを踏まえ、市民や来街者が楽しく快適に自転車を利用でき、自転車の利用促進につながる環境を創出する。また、災害時においても自転車の有効利用を図る。

＜施策項目＞

- (1) 観光や余暇活動での自転車利用促進
- (2) 通勤等を含む日常生活や災害時における自転車活用



計画の推進

- ・本計画の示す基本方針を踏まえ、具体的な自転車に関する施策や事業を推進するための実施計画の策定をします。
- ・本計画に掲げた各種施策・事業の進捗管理を行うため、「高槻市自転車利用環境庁内推進会議」を毎年1回以上開催します。また、PDCAサイクルに基づく進捗管理を実施します。